

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（連結の範囲等に関する記載）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、中間連結財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（連結の範囲等に関する記載）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>二 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>三 重要な引当金の計上基準</p> <p>四 退職給付に係る会計処理の方法</p> <p>五 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>六 中間連結財務諸表の作成の基礎となつた連結会社の間接財務諸表の作成に当たつて採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>七 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定す</p>

「号を削る。」

「号を削る。」

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。次項及び第四項において同じ。）が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 「略」

3 第一項に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッ

る会計処理をいう。第十七条において同じ。）の方法

八 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

九 其他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

(デリバティブ取引に関する注記)

第十七条 第十五条の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次項において同じ。）の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 「同上」

3 第一項に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッ

ジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（収益認識に関する注記）

第十七条の十八 財務諸表等規則第八条の三十二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

（流動資産の区分表示）

第二十五条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一

対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

「条を加える。」

（流動資産の区分表示）

第二十五条 「同上」

以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 〔略〕
- 二 受取手形、売掛金及び契約資産  
〔三〇六 略〕
- 〔2・3 略〕

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四(第四項を除く。)の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日 )	当中間連結会計期間 ( 年 月 日 )
資産の部		
流動資産		
〔略〕		
受取手形、売掛金及び契 約資産(純額)	×××	×××
〔略〕		

一 〔同上〕

- 二 受取手形及び売掛金  
〔三〇六 同上〕
- 〔2・3 同上〕

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 ( 年 月 日 )	当中間連結会計期間 ( 年 月 日 )
資産の部		
流動資産		
〔同左〕		
受取手形及び売掛金(純 額)	×××	×××
〔同左〕		

[略]	[同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	